

第8回 羽村市使用料等審議会会議録

- 1 日 時 令和5年9月13日(水) 午後2時00分～午後4時35分
- 2 場 所 市役所西庁舎3階 庁議室
- 3 出席者 **【会長】** 金子 憲
【職務代理】 田村 義明
【委員】 市野 明、志田 保夫、竹内 潤三、小島 昌夫、
白鳥 英徳、伊藤 大、太田 知子
【事務局】 櫛島企画部長、平原財政課長、尾嶋主査
【説明員】 森谷生涯学習部長、鈴木スポーツ推進課長、
早野生涯学習推進課長、菅係長
- 4 欠席者 松田 達夫
- 5 議 題 (1) 使用料の適正化について
・スポーツセンター使用料 **【資料 1-1～1-5】**
・学校施設使用料・学校運動場夜間照明使用料 **【資料 2-1～2-4】**
・弓道場使用料 **【資料 3-1～3-3】**
(2) 継続審議案件
・生涯学習センターゆとろぎ使用料 **【第7回追加資料 1-4、1-6～1-9】**
- 6 傍聴者 1名
- 7 配布資料 別紙のとおり
- 8 会議内容 下記のとおり

-----開会-----

【事務局】

定刻になったので、ただいまから第8回羽村市使用料等審議会を開催する。

なお、本日は1名欠席だが、羽村市使用料等審議会条例第5条第3項に規定する定足数に達しているため、審議会が成立していることを報告する。

【会長】

ただいまから第8回羽村市使用料等審議会を開催する。本日は、スポーツセンター使用料のほか、継続審議案件の生涯学習センターゆとろぎ使用料があるため、皆様の活発な議論をお願いします。

また、本日は、傍聴人がいるが、傍聴人は遵守事項を守るようお願いする。

【事務局】

… (配布資料の確認)

【会長】

それでは、審議事項の(1)使用料の適正化について、審議を行う。1つ目のスポーツセンター使用料の説明をお願いします。

【説明員】

…（資料 1-1～1-5 について説明）

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

近隣市の体育館は市民と市外で料金は同じか。

【説明員】

青梅市は同一料金、あきる野市は2時間使用した際に市民が1,800円で市外が5,400円となっている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

第1ホールはどのような団体が使用しているか。

【説明員】

社会教育関係団体の使用が多い。ほかには、大会などで使用されている。

【委員】

料金改定案では、第1ホールを全日使用した場合に、約14,000円の値上がりとなり使いにくくなってしまい、利用者数が減ってしまうのではないか。

【説明員】

使用料が上がり利用者数が減るということは確かに考えることができる。しかし、施設規模により維持管理コストは異なり、あきる野市や福生市と比較しても、羽村市は規模が大きくコストにも差がある。そのような中で今回お示しした改定案は、26市のうち同規模の施設と比較して中間にあたる。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

コストが上がっている要因として、減価償却費を今回のコスト計算から算入しているからとわかってはいるが、どの区分の使用料においても改定率が50%を超えているため、利用者の減少が避けられないと思う。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

平成 30 年度と令和 4 年度の利用状況を比較すると、個人利用が 62,056 人から約 34,012 人に約 3 万人減少しているが、この要因は何か。

【説明員】

令和 2 年度から新型コロナウイルスの影響により閉館や利用制限をかけている状況がある。令和 4 年度においても、閉館はしていないが、ガイドラインに基づいて三密の回避となるよう人数の制限を行ったことにより、利用人数が減少している。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

私は民間のフィットネスクラブに通っているが、平日の昼間はシニア層で賑わっていて、プログラムに参加するのも抽選となるほどの状況がある。スポーツセンターは市民の体育・スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与することが設置目的とされているため、市民の健康寿命を延ばすという観点からも個人利用を増やす努力をしてもらいたい。

【説明員】

羽村市においても様々なプログラムの企画をしているが、今後も、利用者数を増やす努力を続けていきたい。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

例えば会議室の使用料が、510 円から 800 円になるという案があるが、利用する側としてはこの料金改定が実現した場合は、定期的に利用することが困難となる。こうした点については、改めて検討してもらいたい。

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。スポーツセンターの個人使用料については、たとえば、卓球室、トレーニングルームでは、子ども 70 円、大人 150 円となっており、利用者負担割合が低く、他市の同種施設の使用料と比較しても低廉である。

こうした状況を踏まえると、使用料を見直すことは適当である。しかし、料金改定案は、現行使用料の概ね 1.5 倍となっているため、本審議会の基本方針に基づき激変緩和措置を講ずる必要がある。

また、現在、羽村市のスポーツセンターの市外在住者の利用料金は、市内在住者の1.5倍となっている。しかし、他市においては、市外在住者の料金を、市内在住者の2倍や3倍に設定しているところもあることから、羽村市においても、市内在住者と市外在住者の料金の差別化を工夫することを付帯意見とするという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

それでは、スポーツセンター使用料については、現行の使用料を見直すことは適当であるが、激変緩和措置を講ずる必要があるという結論とする。また、市内在住者と市外在住者との料金の差別化を工夫することを付帯意見とする。

【会長】

次に、次第(1)使用料の適正化についての2つ目、学校施設使用料・学校運動場夜間照明使用料について審議を行う。

【説明員】

…(資料2-1~2-3について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

体育館などの利用は、おそらく使用料が減免されている団体のみ利用ということだと思うが、照明の使用料はどのくらいか。

【説明員】

資料2-1の経常収益に記載のあるその他(照明)の355,080円が照明の使用料収入となっている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

水道光熱費について、他の施設では基本的には上昇傾向にあったが、減少している要因は何か。

【説明員】

電気料等の単価は上がっているが、利用者数が減っているため減少した。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

貸出にあたりグラウンドの水たまりを解消するなどの管理コストは、このコスト計算に含まれるのか。また、学校としての施設管理費との割合はあるのか。

【説明員】

基本的には学校施設のため、学校を維持管理する経費として市の負担で対応している。ただし、貸出中に何かを破損させてしまった場合は、その状況にもよるが、利用者負担を取らない場合に修繕料として計上することも考えられる。

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。学校施設使用料については、社会教育関係団体を除く一般の市民の利用実績がゼロという現状を踏まえると、現行の使用料を据え置くことが適当である。

また、学校運動場夜間照明使用料については、電力を大量に消費する施設であることと、電気料金が上昇している現状を踏まえると、受益者に応分の負担を求める必要があることから、現行の使用料を見直すことが適当であるという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

それでは、学校施設使用料については、現行の使用料を据え置くことが適当であるという結論とする。なお、積極的に施設のPRを行い、一般の市民の利用者を増やす方策を検討する必要がある点を付帯意見とする。

また、学校運動場夜間照明使用料については、使用料を見直すことが適当であるという結論とする。

【会長】

次に、審議事項(1)使用料の適正化についての3つ目、弓道場使用料について審議を行う。

【説明員】

…(資料3-1~3-3について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

近隣市には弓道場がないと思うが、市外料金は設定されているか。また、市外の利用状況はどのくらいか。

【説明員】

青梅市や福生市、あきる野市、昭島市にも弓道場はある。羽村市の市外料金は市民の1.5倍

としている。市外の利用状況は、年に2回程度、羽村市と近隣地域で一緒に行う講習会の際に利用されている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

指定管理者に委託しているということだが、指定管理者側から使用料の値上げについて相談はあるか。

【説明員】

現時点では、そういった話は聞いていない。

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。羽村市の弓道場は、特徴的な専用施設である。また、他市の同様の施設と比較しても料金は妥当な範囲となっている。以上のことから、現行の使用料を据え置くことが適当であるという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

それでは、弓道場使用料については、据え置くことが適当であるという結論とする。

【事務局】

…(説明員の入れ替え)

【会長】

次に、審議事項(2)の前回(9月1日)の第7回審議会からの継続審議案件となっている「生涯学習センターゆとろぎ」の使用料について審議を行う。

【説明員】

…(第7回追加資料1-4、1-6～1-9について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

ゆとろぎの中に飲食店が入っているが、そちらの収支は別にあるのか。また、コミュニティセンターではテナント料を徴収していなかったが、こちらは徴収しているか。

【説明員】

飲食店とゆとろぎの収支は別となっている。また、テナント料はかからず、光熱水費のみ実

費徴収している。

【委員】

ゆとろぎに飲食店が入っていること自体は良いことだと思うが、テナント料がかかっている中、一般の利用者の使用料は値上げするという案は理解がされないのではないか。今回一緒に検討してみてもいいか。

【説明員】

現時点ではテナント料としての使用料は考えていないが、今後検討したい。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

平日と土日祝日では利用率に違いがあるのではと思うが、この利用率は平日と土日祝日もまとめて集計したものか。

【説明員】

お見込みのとおり。

【委員】

令和4年度の小ホールの午前中の利用率が80%超となり、平成24年度と比較して上昇しているが、どのような方が利用しているのか。

【説明員】

利用率が高い団体としては、社交ダンスの団体の利用率が高くなっている。

【委員】

和室などの利用率がかなり低いことがわかったが、ゆとろぎの開館当初に関わっていた知人の話では、魅力的な施設だから他市の企業にも使用してもらえよう営業活動をしていたと聞いたことがある。現在は、どのような営業努力をされているのか。

【説明員】

イベントなどの周知方法にSNSの活用を加えた。レセプションホールは現在も企業の研修会などの利用があるが、利用件数は伸び悩んでいるため、営業努力は今後も続けていくべきと捉えている。

【委員】

一般利用においては、利用者が施設を気持ちよく利用してもらえるようなサービスの提供をすることで、また利用したいと思ってもらえるのではないかと。

【説明員】

職員への対応を徹底していきたいと考えている。

【会長】

前回（9月1日）の第7回審議会の際に、府中市のバルトホールの利用料金について、出席委員から情報提供があった。具体的には、府中市のバルトホールは、市内を基準に、市外は2倍、市外営業目的は3倍の利用料金を設定している点である。

しかし、今回の資料（1-4）には、府中市のバルトホールが記載されていない。また、今回示された他市の情報は、市内と市外の料金に差を設けていない施設ばかりである。

前回（9月1日）の審議会では、羽村市民と市外在住者の差別化を図った料金設定のシミュレーション案の作成を依頼していたが、どうなっているのか。

【説明員】

西多摩地域との比較をしたいと考え選定を始めたが、施設の規模や定員数が大きく違ったため、同規模の施設を選定した。また、市内と市外の料金は、利用時に代表者が市内だが構成員は市外や、その逆など確認が難しいと思われるため案を作成していない。

【委員】

市内と市外料金を設定している市に手法を確認すればわかるのではないかな。

【委員】

社会教育関係団体では、事前に氏名や住所などを届け出ているため、確認が難しいということはないと思う。

【委員】

スイミングセンターやスポーツセンターでも市外料金を設定しているのだから、ゆとりぎはできないということはないと考える。

【会長】

他に質問等ないかな。

【委員】

平均改定率が29.7%ということだが、各部屋により改定率は大幅に異なり、小さいもので20%、大きいもので45%となっている。他市と料金を比較しても高い設定となるが、どのように設定したのか。

【委員】

近隣他市の類似施設の使用料の平均をもとに案を作成した。

【会長】

他に質問等ないかな。

【委員】

市民のための生涯学習施設であれば、市民が使いやすい料金設定をお願いしたい。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

会議室の料金設定について、市内に様々な施設がありその中に会議室が備わっているところもあるが、どの会議室も料金が違うため、市内の会議室ということで同じ金額に設定できないものか。

【説明員】

委員の考え方もあると思うが、今回の提案では、同規模の生涯学習施設の会議室などを比較して使用料案を示した。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

大ホールなどは企業などの団体利用が多いと思うが、会議室や講義室など市民が使用する機会の多い部屋については、使いやすい料金設定にしてもらいたい。

【会長】

前回（9月1日）の第7回審議会の配布資料（1-2）の物件費に「使用料・賃借料」の欄があり、約2,000万円のコストが計上されている。前回（9月1日）の審議会では、この「使用料・賃借料」（約2,000万円）の経費についての説明がなかったので、今回、説明をお願いしたい。

【説明員】

駐車場の借上げ料やコピー機等のリース料が含まれている。

【会長】

「使用料・賃借料」（約2,000万円）の中で一番大きい経費は、駐車場の借上料と理解している。「生涯学習センターゆとろぎ」には、第1駐車場（立体駐車場）から第4駐車場まで、全部で4カ所の駐車場があり、全てが民有地の借り上げのため、毎年、多額のコストがかかっている。

特に、第1駐車場（立体駐車場）の借上料は、年間約1,200万円である。第1駐車場（立体駐車場）は、2004年から20年間にわたり、毎年、約1,200万円で借り続けているが、今後も、このままの形態で借り続けて良いのかということは重要な検討事項ではないか。

また、「生涯学習センターゆとろぎ」の使用料の市民負担を減らす観点からは、駐車場を有料化することも検討する必要があるのではないか。

以上のような観点も踏まえて、「生涯学習センターゆとろぎ」の使用料を総合的に検討する

必要があると考えるがいかがか。

【説明員】

駐車場の有料化については、市全体の施設において検討が必要と考えている。

【事務局】

生涯学習センターゆとろぎ使用料について、まだ議論の余地があると思われるため、継続審議とさせていただきます。

(…異議なし)

【会長】

継続審議にあたり、次回9月27日の第9回審議会には、羽村市在住者と市外在住者の差別化を図った料金設定のシミュレーションを追加資料として提出することをお願いする。

【会長】

以上で、本日の審議事項は、すべて終了した。

【会長】

次第のその他について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】

(次回の審議日程について説明)

【会長】

本日も、大変活発で有意義な議論をして頂き感謝する。次回も、「生涯学習センターゆとろぎ」が継続審議となるが、9月27日の審議会もよろしく願います。これで本日の審議会を終了する。

-----閉会-----